



改定：令和8年4月1日

「次世代育成支援対策推進法」及び「女性活躍推進法」に基づく

(公財) 横浜市スポーツ協会行動計画

様々なライフステージに柔軟に対応しながら、職員一人ひとりがやりがいと自らの成長を実感し、能力を最大限に発揮できる組織づくりを推進するため、次のとおり行動計画を策定する。

計画期間：2026年4月1日から2031年3月31日

<次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法 共通>

目標 1 配偶者の出産のための休暇・男性職員の育児参加休暇・育児休業の各取得率を100%とする

取組内容

- ・制度の内容や手続きフローを整備し、分かりやすく周知する。
- ・育児休業の取得率、経営層からのメッセージを発信し、取得しやすい職場風土の醸成を図る。

目標 2 一人あたりの時間外労働時間を月平均10時間以下とする

取組内容

- ・局部長会で勤怠状況を報告し、管理職に是正を促す。
- ・新たな勤怠管理システムを導入し、アラート機能などを活用することで、長時間労働の抑制を図る。
- ・業務のDX化を推進し、効率化と労働負担の軽減を目指す。

目標 3 一人あたりの年次有給休暇取得日数を年間平均10日以上とする

取組内容

- ・年次有給休暇の取得状況に関する情報を定期的に発信し、取得の促進につなげる。

目標 4 多様な働き方を推進する

取組内容

- ・テレワーク制度等を整備し、柔軟な働き方を促進する。
- ・妊娠・出産・育児・介護をする職員の環境を整備する。

<女性活躍推進法>

目標 5 課長職以上に占める女性の割合を30%以上とする

取組内容

- ・活躍する管理職の紹介や講話などの機会を設け、昇任後の働き方を具体的にイメージできるよう支援する。
- ・管理職育成プログラムを実施する。